

労働・助成金情報 特急便

第40号 (2014年11月) FAX: 092-409-9258

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL: 092-409-9257

キャリアアップ助成金は非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、これらの取り組みを実施した事業主に対して助成されるもので、6つのコースがあります。今回は「正規雇用転換コース」と「人材育成コース」について取り上げたいと思います。

正規雇用等転換コース

有期あるいは無期の非正規雇用者を正規雇用等へ転換する事業主に対して助成

「正規雇用等転換コース」助成額 ()内は大企業の額

①有期労働→正規雇用: 1人当たり 40万円 (30万円)

②有期労働→無期雇用: 1人当たり 20万円 (15万円)

③無期労働→正規雇用: 1人当たり 20万円 (15万円)

・平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間、①50万円(40万円)、③30万円。(25万円)

・1年度1事業所当たり15人まで(②は10人まで)。

・対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円、②5万円、③5万円を加算。

・平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用した場合、1人当たり10万円加算。(大企業も同額)

<支給申請までの流れ>

①「キャリアアップ計画書」の作成・提出

↓

②就業規則等変更 正社員転換ルールを規定→労基署へ提出

↓

③実施 正規雇用等へ転換

↓

④支給申請

<支給申請する上での留意点>

※6ヶ月以上の有期契約労働者が対象。

※「キャリアアップ計画書」の作成にあたってキャリアアップ管理者を決める。

※「キャリアアップ計画書」は労働組合等の意見を聴いて作成する。

※正規雇用等への転換等後、6ヵ月分の賃金を支払った日の翌日から起算して2ヵ月以内に申請します。

1日でも過ぎてしまうと申請できません。

※転換コース②の有期労働→無期雇用の場合転換前の基本給より5%上昇していること

人材育成コース

有期契約労働者等に一般職業訓練(実施期間が1年以内のOff-JT)または有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJTを組み合わせた3~6カ月の職業訓練)を行ったときに助成

「人材育成コース」助成額 ()内は大企業の額

●Off-JT分の支給額

賃金助成…1人1時間当たり800円(500円)

経費助成…1人当たりOff-JTの訓練時間数に応じた額

※上限額	100 時間未満	10 万円(7 万円)
	100 時間以上 200 時間未満	20 万円(15 万円)
	200 時間以上	30 万円(20 万円)

●OJT分の支給額

実施助成…1人1時間当たり700円(700円)

<1年度1事業所当たりの支給限度額は 500 万円>

<支給申請までの流れ>

①「キャリアアップ計画書」の作成・提出

↓

②訓練計画書届の作成

↓

③訓練計画書届の提出

↓

④訓練実施

↓

⑤支給申請

<支給申請する上での留意点>

※6ヶ月以上の有期契約労働者が対象。

※「キャリアアップ計画書」の作成にあたってキャリアアップ管理者を決める。

※「キャリアアップ計画書」は労働組合等の意見を聴いて作成する。

※「有期実習型訓練」を実施する場合、訓練対象者に「ジョブ・カード」の交付が必要です。ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングおよびジョブ・カードの交付はハローワーク、ジョブカードセンターなどで実施しています。